

林俊夫・弁護士著　　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 7 月号を読む

遺骨の帰属

1. (1)核家族化が進みお墓や遺骨の維持・管理の困難化も指摘される時代だが、逆に、喪主、祭祀承継者や相続人が異なるような場合に、各人の故人に対する愛情の深さや、その維持・管理に関する意見のくい違い等が原因で、故人の遺骨の帰属をめぐる深刻な紛争を生じることがある。
2. (1)法的には、故人の遺骨に所有権は認められるか、遺骨は法律上誰に帰属すると考えるべきか等が問題となる。
(2)実は、この点の考え方について、最近、重大な判例変更があった。
3. 従来判例では、遺骨も有体物であるから所有権の対象となり、その相続人の所有に帰属すると考えられていた(大判大 10・7・25 等)。
4. (1)確かに、故人の遺骨も有体物として所有権の対称になりうるといえる。
(2)何故なら、法律上、生存する人間の身体またはその一部に対する支配権は認められないが、生命を失うに至り死体となれば、それ以後は有体物(民法 85 条)としてその支配権を認めてよいからである。
5. (1)しかし、遺言の場合には、人が死亡後にその遺体を火葬に付したものであるから、故人は生前に自らの遺骨を所有することはありえないという特殊性がある。
(2)すると、遺骨を相続人が承継すべき「被相続人の財産に属した一切の権利義務」(民法 896 条)に加えることは理論的に不可能である。
(3)従って、遺骨は相続財産に入らないから、遺骨が相続人に帰属するという従前の判例の考え方は妥当でない。
6. (1)この問題については、民法が祭祀財産に関する規定(897 条)を設けている点から考えれば、遺骨は祭祀財産に準じて、慣習上死者の祭祀供養を掌るべき者(祭祀承継者)に帰属させるべきであろう。
(2)最近、次のような事案において、最高裁判所も従前の判例を変更してその考え方を採ることを明らかにした。
7. (1)Aら夫婦は、Bの主宰する宗教研究団体の構成員としてBの身の回りの世話をしていたが、Bの死後、その遺骨を右宗教団体の建物内の仏壇に据えた金庫内に入れ管理していた。Bの養

子で唯一の相続人であるCは、B家の菩提寺のある墓地にBの遺骨を埋葬したいと考え、Aらに対しBの遺骨の引き渡しを要求した。

(2)しかし、Aらは、CがBの通夜・告別式にも出席せずその尽くすべき義務を果たしていないこと等を理由にその引き渡しを拒絶した。

(3)そこで、CはAらに対しBの遺骨の返還請求訴訟を提起した。

8. 裁判所は、このケースでは、AらにBの遺骨を帰属させる特段の事情や亡Bの指定がない以上、Bの遺骨は慣習に従って祭祀を主宰すべき者であるCに帰属したものというべきであるとして、Cの請求を認めた(最判平1・7・18)。

9. なお、火葬に際して遺骨と共に残存する金歯屑は、骨揚後は所有者が所有権を留保しない限り市町村の所有に帰属するものとされている(大決昭10・3・7)。